

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成20年度
条 例 名	神奈川県卸売市場審議会条例		
条 例 番 号	昭和46年神奈川県条例第66号	法 規 集	第9編第1章第12節
所 管 部 局 室 課	環境農政部農業振興課		
条 例 の 概 要	卸売市場法第71条第2項の規定に基づき、神奈川県卸売市場審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  ( 現在でも 必要な 条例か。 )	卸売市場法第71条第1項により都道府県に設置することができる神奈川県卸売市場審議会（以下「審議会」という。）について、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性  ( 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 )	審議会は、神奈川県卸売市場整備計画（以下「整備計画」という。）に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議することを目的に設置されたもので、知事の諮問を受け整備計画を審議しており、本県の整備計画及び卸売市場行政を推進する上で有効に機能している。	過去の開催状況 20年度 1回 19年度 1回 18年度 1回
	効率性  ( 現行の内 容で効率 的といえ るか。 )	審議会の委員は、学識経験者、神奈川県議会議員及び卸売市場を開設する市職員の計20人で構成されており、効率的な調査審議が行われている。	大学教授 2名 評論家 2名 業界団体 10名 消費者団体 2名 県議会議員 2名 市職員 2名
	基本方針適合性  ( 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 )	審議会を原則公開とするとともに、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。 また、女性委員を7人登用しており、「かながわ男女共同参画推進プラン」にも適合している。	
	適法性  ( 憲法、法令 に抵触し ないか。 )	卸売市場法に基づく審議会としての必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令には抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>